

一般社団法人泉青年会議所 会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人泉青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第2章に基づき、会議所会員資格に関する事項を規定する。

(入会申込み)

第2条 入会申込みの資格は、原則として満20歳以上、満37歳を限度とする。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

2 入会申込みは正会員2名の推薦を必要とする。

3 入会を希望する者は、入会申し込みの際に、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

4 入会を希望する者は、本会議所が前項の該当性を検討するために調査を要すると判断したときは、その調査に協力し、本会議所が必要と判断する資料を提出しなければならない。

(仮入会)

第3条 理事長は、入会資格審査を会員拡大を担当する組織体に委託する。

2 入会資格審査を委託された組織体は、入会資格についての調査結果を理事会に答申する。

3 理事会は、答申に基づき審査し、仮入会の適否を決定する。

4 仮会員になろうとする者は、その承認時の理事会に出席することを要する。

5 仮会員は、仮入会后、次の行事に出席義務を有する。

(1) 泉青年会議所説明会

(2) 例会及び理事会の認めた公式行事

(3) 正式入会時の理事会

6 仮会員は、仮入会の月から6ヶ月以内に正式入会に至らなければ、その資格を失う。

(正式入会)

第4条 会員拡大を担当する組織体は、原則として、仮会員期間後に本人の正式入会の希望を確認の上、公式行事の出席状況等を資料として提出し、理事会により正式入会の可否を決定する。

2 仮会員を経ず正式入会を希望する者は、泉青年会議所説明会を受けたうえで入会をしなければならない。

3 正式入会を認められた正会員は、理事長より会員章が与えられる。

(推薦者)

第5条 正会員の推薦者資格は次の通りとする。

(1) 当該年度入会者以外の者

(2) 被推薦者に対して次条第3項に定める1ヶ月間の義務履行の連帯保証をできる者

(入会金及び会費)

第6条 正会員になろうとする者は、入会金として金10,000円を納入しなければならない。

2 正会員は、会費として年額130,000円を納入しなければならない。但し、第9条から第11条の規定により休会、産前、産後休会又は育児休会する者は、それぞれ該当する規定に従うものとする。

3 第2項の定めに関わらず、正式入会を認められた正会員の初年度の会費は、120,000円を12で除し、これに入会が承認された月から12月までの月数を乗じた金額(入会月を含む)とし、1ヵ月以内に納入しなければならない。

4 特別会員になろうとする者は、入会金として金20,000円を納入しなければならない。

5 賛助会員になろうとする者は、1口、金10,000円を年額1口以上納入しなければならない。

6 正会員としての会費は40歳に達する事業年度までとする。

(会費の納入)

第7条 前条第2項に定める年会費は毎年1月末日迄に納入しなければならない。但し、会費を1月末日までに納入できない場合は理事長へ申し出を行い、協議の上、納入方法を決定する。

2 前項の申し出は、会費の納入期限までに行わなければならない。

3 理事長は納入期限が過ぎても申し出がない会員に対して、1ヶ月間の調査期間を経て督促状を発送しなければならない。

4 事業年度内に当該年度の会費が納入されない場合は、本会議所定款第12条第6号に基づき、会員を失うこととする。

(会費の支払猶予)

第8条 理事会は、大規模災害及びそれに類する事態(以下「大規模災害等」とする。)が発生した場合、正会員に対して、1年間に限り会費の支払いを猶予することができる。但し、猶予することができるのは、前年度までの会費を全額納入済みの者に限る。

2 前項に基づき支払いを猶予することができる金額は理事会が定める。

3 第1項に基づき支払いを猶予された会費の納入については第7条を準用する。

4 第1項の会費の支払猶予を求める正会員は、猶予を求める届出を専務理事に提出する。

5 前項の正会員は、経済的損失が発生したことを示す資料等理事会の求める資料を提出しなければならない。

(休会)

第9条 病気その他の理由により長期欠席を余儀なくされるときは、休会届けを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

2 休会中の会費は半額とし、他の会員と同じ納入期限内に収めなければならない。ただし、年度途中で休会した場合には、当該年度の会費全額を支払うことを要する。

3 休会中の正会員が復会しようとするときは、復会届を提出した上、理事会の承認を得なければならない。復会の承認を得た者は、当該年度の会費全額を納入することにより、休会前の状態に復帰することができる。

(産前、産後休会)

第10条 申請の有無に関わらず、産前6週間は産前休会、産後8週間は産後休会とする。前条の規定に関わらず、産前休会中及び産後休会中の会費については納入を免除する。なお、1月に満たない期間については、会費免除期間を切り捨てるものとする。

(育児休会)

第11条 育児のために休会をしようとする者は、休会届と共に母子手帳・育児休業の届出書等の写しを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。なお、育児休会の期間は、子が満1歳を迎えるまでとする。

2 育児休会者の会費は、年会費を12で除し、これに休会が承認された月までの月数を乗じた金額(10,000円未満は切り上げて計算する)とし、既に納入した金額がこれを超える場合には、超過分につき返還するものとする。

3 育児休会中の正会員が復会した際の会費は、年会費を12で除し、これに復会が承認された月から12月までの月数を乗じた金額(復会月を含み、10,000円未満は切り捨てて計算する)とし、1ヵ月以内に納入しなければならない。

4 その他育児休会者の扱いは、休会者の扱いに準ずるものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第12条 会員は、本会議所が、当該会員が暴力団等に属するかどうか調査を要すると判断したときは、その調査に協力し、本会議所が必要と判断する資料を提出しなければならない。

2 本会議所は、定款第14条第1項第4号の規定により除名された会員に対しては、既納の会費を返還せず、除名による損害を賠償する責も負わない。

(休会、退会勧告)

第13条 理事会は、下記各号に該当する正会員に対し、休会もしくは退会を勧告することができる。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(3) 年間を通して、例会及び理事会が認めた公式行事の出席率が著しく低い場合

2 理事会は、前項により正会員に対して休会もしくは退会勧告を行おうとするときは、当該会員に理事会の1週間前までに、理由を付して休会もしくは退会勧告をする旨の通知をし、勧告を行う理事会において、弁明する機会を与えなければならない。

3 休会もしくは退会勧告がなされたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(細則)

第14条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

1 本規程は平成25年7月1日より施行する。(平成25年6月12日理事会決議)

2 本規程は平成27年10月1日より施行する。(平成27年9月17日総会決議)

3 本規程は平成29年9月22日より施行する。(平成29年9月22日総会決議)

- 4 本規程は令和2年9月18日より施行する。(令和2年9月18日総会決議)
- 5 本規程は令和3年9月17日より施行する。(令和3年9月17日総会決議)
- 6 本規程は令和4年9月28日より施行する。(令和4年9月28日総会決議)